# 沿道区域における 届出・勧告制度に係る ガイドライン ver.2

令和5年8月

国土交通省道路局 環境安全・防災課

## - 目 次 -

<b>本</b> 刀1	トフ1ノの読み力	I
第1 3	沿道区域制度における届出対象区域の創設について	2
1-1	ガイドラインの目的等	2
第2	対象とする工作物について	3
2-1	災害による対象工作物の倒壊	3
2-2	柱状の工作物の設置として扱わない行為	6
第3	沿道区域指定に係る留意事項	7
3-1	沿道区域指定の考え方	7
	沿道区域の具体的な範囲設定の考え方	
	土地等の管理者への説明	
3-4	沿道区域指定の方法	15
3-5	区域指定の手続きの流れ	16
第4 丿	届出対象区域の指定	17
4-1	届出対象区域の指定の考え方	17
4-2	届出対象区域の具体的な範囲設定の考え方	17
4-3	土地等の管理者への説明	17
4-4	届出対象区域の指定の方法	18
4-5	区域指定の手続きの流れ	18
第5 丿	届出及び勧告について	19
5-1	区域指定後の対応	19
5-2	届出の内容・時期	20
5-3	変更の届出について	22

5-4	届出を要しない行為	23
5-5	必要な措置の勧告	24
5-6	届出及び勧告の留意事項	26
第6 6-1	電柱の取扱いについて対象物件	
6-2		
6-3	電柱を指定する場合の沿道区域の指定対象となる道路の条件	29
6-4	届出がされた場所への設置がやむを得ない場合	30
6-5	既設電柱の取扱い	32
6-6	引込柱の取扱い	33
6-7	電柱を届出対象区域内に設置する場合の前提条件	33
第7	関連法令	34
7-1	道路法(抄)	34
7-2	道路法施行令(抄)	35
7-3	道路法施行規則(抄)	35
第8	参考図等	37
8-1	沿道区域指定に係る添付図書	38
8-2	届出対象区域の指定に係る添付図書	41
8-3	届出対象区域指定の公示に係る添付図書	44
8-4	届出に係る行為の是正勧告書(別記様式)	47
8-5	区域指定報告様式(国土交通省への報告)	48

## 本ガイドラインの読み方

#### 1 法令、通知の略称

本ガイドラインでの法令、通知の略称は以下の通りである。

- ・道路法(昭和27年法律第180号)は、以下「法」という。
- ・道路法施行令(昭和27年政令第479号)は、以下「施行令」という。
- ・道路法施行規則(昭和27年建設省令第25号)は、以下「施行規則」という。
- ・電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第39号)は、以下「電線共同溝法」 という。
- ・無電柱化の推進に関する法律(平成28年法律第112号)は、以下「無電柱化法」という。
- ・沿道区域制度における届出対象区域の運用について(令和3年9月24日国道政第53号、国道 交第44号、国道国技第124号、国道環第61号、国道高第158号)は、以下「通知」という。
- ・沿道区域制度の運用について(令和3年9月24日国道政第54号、国道交第45号、国道国技第123号、国道環第62号、国道高第159号)は、以下「沿道区域制度の運用通知」という。
- ・電柱による道路の占用の禁止に関する運用指針について(平成31年4月1日国道利第44 号、国道メ企第32号、国道環第125号)は、以下「占用の禁止に関する運用指針」という。

## 2 構成

本ガイドラインは「通知」を引用し、その内容を解説する構成としている。解説に必要な場合は「通知」以外から引用を行っている。

通知の引用は実線による囲みで、通知以外の引用は破線による囲みで明示している。

「通知」	の引用				
 「通知」	以外の引用	 	 	 	

## 第1 沿道区域制度における届出対象区域の創設について

<沿道区域制度における届出対象区域の創設について> (通知第1)

道路の区域内においては、道路管理者以外の者が、工作物、物件又は施設を設ける場合には、道路管理者の占用許可を要するなど制限が講じられている。

一方で、平成30年9月台風21号や令和元年9月台風15号では、沿道に設置された電柱、 看板、ゴルフ練習場の支柱等道路の区域外の隣接する土地に設けられた工作物の倒壊により道 路が閉塞し、災害復旧活動に支障を来すなど大きな課題となった。

法第44条に規定する沿道区域及び法第44条の2に規定する届出対象区域は、本来なら道路管理者の直接的な管理責任が及ばない、道路の区域外の工作物について、工作物が倒壊した際の道路閉塞を防止する観点から設けられた制度であるところ、届出対象区域制度については、工作物の設置に当たり設置者から届出を受け、その届出に係る行為が災害が発生した場合において道路の構造に損害を及ぼすおそれ又は交通に危険を及ぼすおそれがあると道路管理者が認めるときは、その届出をした者に対し、その届出に係る行為に関し場所又は設計の変更その他の必要な措置を講ずべきことを勧告することができる制度である。

このように、届出対象区域において柱状の工作物の設置を届け出させ、場所の変更等の事前調整の機会を設けることにより、道路の区域外の沿道民地の工作物が倒壊し、道路の防災機能が低下する事態を防止することが可能となる。

#### 1-1 ガイドラインの目的

本ガイドラインは通知の円滑な運用を図るため、その具体的な考え方や運用方法等を解説する。また、通知には記載がないが関連する法令等との関係から現場での運用において必要と思われる事項についても解説する。

## 第2 対象の工作物について

<対象の工作物について> (通知第2)

本通知で対象とする工作物は、当該工作物が他の法令等に定める技術基準を満たしているものの、過去の災害等において倒壊した事例のある電柱、広告塔、看板、運動施設の支柱などの工作物を想定している。

具体的な指定に当たっては、工作物の高さ、地形(工作物と道路までの距離や道路幅員等)、地質、過去の倒壊事例など現場条件等を勘案して指定するものとする。

#### 2-1 災害による工作物の倒壊

通知第1に示すとおり、台風や地震等に伴う、道路・沿道の電柱や看板など工作物の倒壊による道路の閉塞は、災害復旧活動等に大きな支障を来すこととなる。対象工作物の指定にあたっては、工作物の倒壊要因には地震力や風荷重等の直接的な災害の作用の他、他の工作物の倒壊飛来物に巻き込まれることや、過去の倒壊事例等を把握した上で指定することが重要である。このため、以下に過去の災害による被害状況や工作物の倒壊事例等を補足しているので、対象工作物指定の際の参考とすること。なお、対象工作物指定の際の地形・地質等の条件は、3-1 (4) を参照すること。

#### (1) 地震

- 1) 地震による工作物の被害として、マグニチュード 7.3、最大震度 7 を記録した阪神淡路大震 災 (平成 7 (1995) 年 1 月) では、電力柱約 4,500 基、通信柱約 3,600 基の倒壊 (供給支障に 至ったものに限る。資源エネルギー庁及び NTT の資料による。) が生じた。また、マグニチュード 6.5、最大震度 7 を記録した熊本地震 (平成 28 (2016) 年 4 月) では、244 基の電柱の倒壊、4,091 基の電柱の傾斜 (供給支障に至ったものに限る。経済産業省調査による。) が認められる。
- 2) このため、対象の工作物の検討にあたっては、当該区域周辺において過去に発生した地震の 記録や、今後発生が想定される地震の地震動予測等を確認すると良い。過去の地震の確認に は、気象庁「震度データベース検索\*\*1」等の活用が挙げられる。また、地震動予測等の確認 は、文部科学省地震調査研究推進本部「全国地震動予測地図\*\*2」や、各自治体が公表してい る震度分布予測図等を活用することが考えられる。

(\*\frac{1}{1}: https://www.data.jma.go.jp/svd/eqdb/data/shindo/index.html)

(\*\frac{\delta}{2}: https://www.jishin.go.jp/evaluation/seismic\_hazard\_map/shm\_report/)



図 2-1 熊本地震における電柱倒壊例

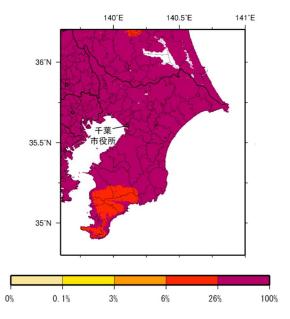


図 2-2 確率論的地震動予測地図の例(千葉県)

図 2-3 震度予測分布図の例(大阪市)

出典:大阪市ホームページ

出典: 文部科学省地震調査研究推進本部ホームページ

## (2) 津波

- 1) 津波による工作物の被害として、我が国最大級の地震津波災害とされる東日本大震災(平成23 (2011)年3月)では、電力柱が約28,000基、通信柱が約28,000基の倒壊(供給支障に至ったものに限る。経済産業省及びNTT調査による。)が認められる。
- 2) このため、対象の工作物の検討にあたっては、当該区域周辺において過去に発生した地震津波の記録や、津波浸水想定を確認すると良い。過去の地震津波の確認には、気象庁「過去の地震津波災害<sup>\*1</sup>」等の活用が挙げられる。また、津波浸水想定は、津波防災地域づくり法に基づき各都道府県において設定されている。

(\*\frac{1}{1}: https://www.data.jma.go.jp/svd/eqev/data/higai/higai-1995.html)



図 2-4 東日本大震災における電柱倒壊例

#### (3) 台風

- 1) 台風による工作物の被害では、和歌山県和歌山市で 57.4m/s の最大瞬間風速を観測した平成 30 (2018) 年台風 21 号において、大阪府を中心に 1,700 基以上の電柱の倒壊、折損(電力会社及び NTT 調査による。)を確認している。また、沖縄県南城市で 56.2m/s の最大瞬間風速を観測した同年台風 24 号では、広告塔等の倒壊を確認している。
- 2) 千葉県千葉市において 57.5m/s の最大瞬間風速を観測した、令和元(2019) 年台風 15 号では、千葉県を中心に約 2,000 基の電柱の倒壊、折損(電力会社及び NTT 調査による。) に加え、ゴルフ練習場の支柱の倒壊等を確認している。
- 3) このため、対象の工作物の検討にあたっては、当該区域周辺において過去の台風の際の風速の記録等を確認すると良い。過去の台風の際の風速の確認には、気象庁「過去の台風資料<sup>\*\*</sup>」等の活用が挙げられる。

 $(\divideontimes 1: \texttt{https://www.data.jma.go.jp/fcd/yoho/typhoon/index.html})$ 

4) また、沿道区域周辺の過去の風速の記録等を確認すると良い。確認にあたっては、気象庁 「過去の気象データ検索<sup>\*2</sup>」の活用、又は同庁「地域の情報<sup>\*3</sup>」から、地方気象台の過去の 風速の記録等を検索すること等が挙げられる。

(\* 2 : https://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/index.php)

(%3: https://www.jma.go.jp/jma/menu/areas.html)



図 2-5 平成 30 年台風 21 号における電柱倒壊例



図 2-6 平成 30 年台風 24 号における広告塔倒壊例

https://pbs.twimg.com/media/DoYuC35U4AEkSsE.jpg



図 2-7 令和元年台風 15 号の飛来物による電柱倒壊例 出典:令和元年台風 15 号における鉄塔及び電柱の損壊 事故調査検討ワーキンググループ中間報告書



図 2-8 令和元年台風 15 号の倒壊例 出典:

https://www.sankei.com/photo/story/news/19090 9/sty1909090004-n1.html

#### (4) 竜巻

- 1) 沿道区域の指定にあたっては、竜巻による工作物の倒壊にも留意する必要がある。竜巻による工作物の被害では、平成25(2013)年9月に千葉県及び埼玉県で発生した竜巻により、千葉県野田市で5基、埼玉県越谷市で46基の電柱の倒壊(各自治体調査による。)を確認している。
- 2) このため、対象の工作物の検討にあたっては、当該区域周辺の過去に発生した竜巻の記録等を確認すると良い。過去の竜巻の確認には、気象庁「竜巻等の突風データベース\*1」等の活用が挙げられる。

(\* 1 : https://www.data.jma.go.jp/obd/stats/data/bosai/tornado/index.html)



図 2-9 竜巻における電柱倒壊例

#### 2-2 柱状の工作物の設置として扱わない行為

下記の行為については、柱状の工作物の設置として扱わないこととする。

\_\_\_\_\_\_

- ○工作物の高さの増加や位置の変更を伴わない下記の行為
- ・看板の取り替え
- ・工作物における付属機器及び電線の設置、塗装の塗り替え等軽微な修繕

## 第3 沿道区域指定に係る留意事項

<沿道区域指定の考え方>(通知第3①)

沿道に設置されている工作物の倒壊により、緊急輸送道路のネットワーク機能が著しく阻害されるおそれのある区間であって、例えば、過去に工作物が倒壊した事例がある場合に、地形、地質、工作物の設置状況など現地状況を勘案し、工作物及び区域の範囲を指定するものとする。

具体的には、道路上の工作物の設置が制限<sup>\*\*</sup>されている区間、過去の台風等により工作物が 倒壊した区間などが想定される。

※電柱では、法第37条の占用制限区域、無電柱化の完了又は事業中の区間等

## <沿道区域指定の考え方> (沿道区域制度の運用通知第2)

①対策を行うために必要な範囲について

指定の範囲は、対策を実施すべき危険箇所を含むものとする。なお、沿道区域は道路区域と接する必要があり、取り得る最大幅員は法第44条第1項に基づき、道路の区域との境界から水平距離で20メートルを超えない範囲としなければならない。

②必要な最小限度について

沿道区域制度は、沿道区域内の土地等の管理者に対して損害予防義務を課し、また必要に応じて損害予防義務の履行を命じるなど、財産権に一定の制限をかける性質のものであることから、道路法施行令第35条の3第2号のとおり、沿道区域の指定範囲及び個別に定める土地、竹木又は工作物の対象については、道路構造の損害予防又は道路交通の危険防止のため必要な最小限度のものとする。

#### 3-1 沿道区域指定の考え方

沿道区域の指定では、過度な制限とならないよう、道路構造の損害予防又は道路交通の危険防止のための必要最小限のものとする。

#### (1) 沿道区域を指定する道路

沿道区域を指定する道路として緊急輸送道路の他、以下のものが挙げられる。

- ・地域防災計画等において指定する避難路
- ・原子力災害特別措置法に基づく原発避難路
- ・津波避難経路、土砂災害等危険箇所等からの避難経路
- ・その他自治体が指定する避難路
- ・都市計画マスタープランにおける災害時に重要な役割を果たす路線
- ・建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第5条第3項第3号及び第6条第3項第2号に規定する通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路
- ・災害対策基本法-防災基本計画に基づき、道路管理者等が策定した道路啓開計画における緊 急啓開ルート等に位置づけられた道路

#### (2) 緊急輸送道路のネットワーク機能が著しく阻害されるおそれのある区間の考え方

通知第3①に記載の「緊急輸送道路のネットワーク機能が著しく阻害されるおそれのある区間\*」には以下のものが挙げられる。

\*柱状の工作物の倒壊に伴う道路閉塞により、緊急車両の通行空間(4.0m以上)の確保が困難な区間

- ①防災拠点への代替路の有無
- ・柱状の工作物の倒壊時に防災拠点への代替路が存在しない区間
- ②代替路の防災拠点へのアクセス性
- ・代替路における柱状の工作物の倒壊のおそれがあり、防災拠点へ到達できないことが予見される区間
- ・代替路を通行した場合、当該拠点への到達時間に大きな遅れが生じる区間 等
- ③将来的な柱状の工作物の倒壊に対する予見性
- ・柱状の工作物の周辺に風や飛来物の影響を遮蔽する構造物等がなく、当該工作物が台風等による風荷重や飛来物の接触・衝突等により倒壊する可能性がある区間
- ・柱状の工作物の周辺地形の高低差等から、当該工作物が土砂崩壊等により倒壊する可能性が ある区間
- ・柱状の工作物の周辺の建物倒壊危険度が高い等、地震による当該工作物の倒壊により道路が 閉塞しやすい区間 等

## (3) 道路上の工作物の設置が制限されている区間

通知第3①に記載の「道路上の工作物の設置が制限されている区間」には以下のものが挙げられる。

- ・法第37条第1項に基づく電柱の占用制限区域
- ・ 電線共同溝法第3条第1項に基づく電線共同溝を整備すべき道路
- ・無電柱化法第12条に記載の事業のうち、道路管理者からの通知により、無電柱化の実施について、道路管理者と関係事業者との間で調整・確認がなされた区間

#### (4) 地形、地質、工作物の設置状況

通知の地形、地質、工作物の設置状況について補足する。

#### ①地形

- ・沿道区域の指定にあたり勘案する地形条件は、掘割道路、アンダーパス、高架、切土、盛土な ど道路面と工作物が設置される土地の高さの高低差である。
- ・地形を勘案することにより、沿道区域の範囲が変更となる場合がある。



図 区域指定にあたり勘案する地形の例

#### ②地質

- ・沿道区域の指定にあたり勘案する地質条件は埋立地、盛土、旧河道など軟弱地盤である。これらは、国土地理院「主題図(地理調査)※1」の土地条件図により確認出来る。
- ・他に勘案する地質条件に液状化地盤がある。液状化の判断には「国土地盤情報検索サイト KuniJiban<sup>※2</sup>」の土質調査結果が活用できる。
- ・地質は沿道区域の必要性を補完する項目として考慮するが、指定が必要になった場合の沿道区域の範囲設定では考慮しない。

※1: https://www.gsi.go.jp/kikaku/index.html

%2: https://www.kunijiban.pwri.go.jp/jp/index.html

#### ③工作物の設置状況

- ・沿道区域の指定にあたり勘案する工作物の設置状況は、シェッドのような外荷重を遮る構造物 や、ネットのような工作物の倒壊を防止する構造物が工作物周辺に存在するかどうかである。
- ・工作物の設置状況は沿道区域の必要性を補完する項目として考慮するが、指定が必要になった 場合の沿道区域の範囲設定では考慮しない。

#### 3-2 沿道区域の具体的な範囲設定の考え方

#### (1) 沿道区域幅の設定方法

- 1) 沿道区域の幅は法第44条第1項から20mを上限として、道路区域外に存在する工作物の倒壊等によって"道路閉塞が生じるおそれのある範囲"としなくてはならない。この"道路閉塞が生じるおそれのある範囲"は、仮に工作物が倒壊した場合に道路内に残る幅員が緊急車両の通行に必要な4m以下となる工作物設置位置までの道路境界からの距離とする。
- 2) 沿道区域幅の算定は地形、地質、工作物の設置状況など現地状況を勘案して行う。対象の工作物が電柱の場合の具体的な考え方は第6を参照のこと。
- 3) 中央分離帯の有無は沿道区域幅の算定で重要な点である。ラバーポール等の簡易的な分離構造については、道路構造令では中央分離帯として認めないが、沿道区域幅の算定の場合は中央分離帯と同等に扱うものとする。

#### (1)中央分離帯がない道路の沿道区域幅の設定

・中央分離帯がない道路の沿道区域幅 D は、工作物の高さ H、道路幅員 W から以下の通り求められる。なお、道路の幅員構成によっては、必ずしも道路幅員から求まる道路中央と、上下線を隔てる道路標示「車道中央線」とが一致するとは限らないため、「中央分離帯がある区間」との擦り付けなどの事情のない限り、「車道中央線」に関係なく緊急車両の通行に必要な 4 mを、道路幅員から求まる道路中央を基に設定することとする。

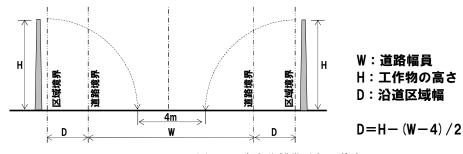


図 3-1 中央分離帯がない道路

#### ②中央分離帯がある道路の沿道区域幅の設定

・中央分離帯がある道路の沿道区域幅 D は、工作物の高さ H、道路幅員 W、中央分離帯幅員 C から以下の通り求められる。

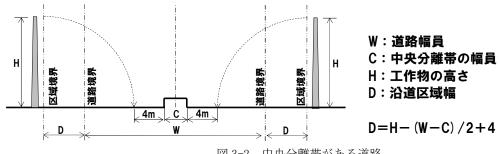
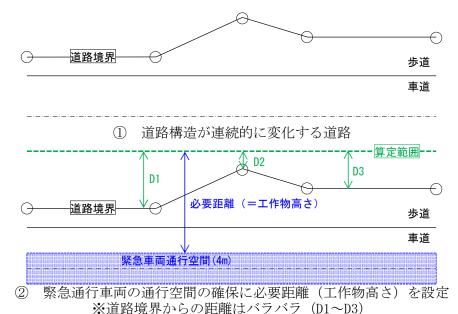
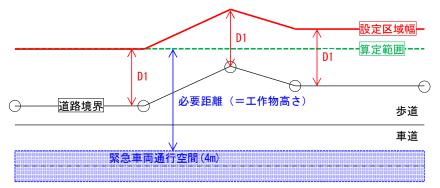


図 3-2 中央分離帯がある道路

#### (2) 沿道区域延長の設定方法

- 1) 沿道区域の延長は、仮に工作物が倒壊した場合に残余する幅員が緊急車両等の通行に必要な幅員である4m以上となる範囲を指定する。
- 2) 本制度の趣旨(設置場所の事前調整による工作物倒壊の未然予防等)を鑑み、区域延長の設定にあたっては、緊急輸送道路におけるネットワーク機能の確保の観点から、交通結節点や災害拠点等を結ぶ区間の連続性に配慮が必要である。
- 3) 延長方向に道路構造が連続的に変化する場合、主要交差点間等で(1)の算定幅の最大値を 代表させ、道路境界から代表値のオフセットにより設定してもよい。これは設定区域が民地内 であり、区域を明示する鋲などが設置出来ないことを考慮して、実際の運用時のわかりやすさ を優先するものである。具体的な設定手順は図 3-3 を参考にすること。
- 4) 中央分離帯の有無などにより、算定区域幅が断続的に変化する場合、延長方向に不連続な区域幅を設定(図 3-4 参照)する。
- 5) 区域の起終点は交差点やランプの場合その端部とし、災害拠点等が全て含まれるように位置 を設定(図 3-5 参照)する。
- 6) 緊急車両通行空間のすり付けが必要な場合、図 3-6 を参考に設定する。





③最大値(D1)を代表させ、道路境界からのオフセットにより区域を設定 ※算定範囲より大きく設定される部分も出てくる。 図 3-3 道路構造が連続的に変化する場合の沿道区域の設定手順

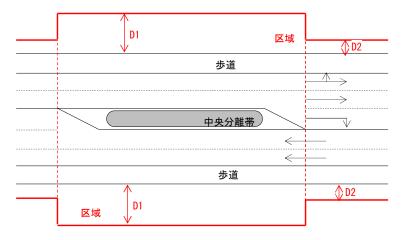
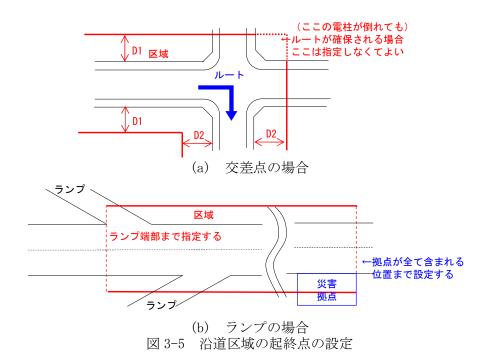


図 3-4 道路構造が断続的に変化する場合の沿道区域の設定



 中央分離帯
 シフト長は次式を参考に設定する

 L:シフト長
 V:設計速度 (20km/h程度)
 AW:シフト量

 中央分離帯
 中央分離帯

(b) 連続化 図 3-6 緊急車両通行空間のすり付けの考え方

↑シフト長が重なる場合は、緊急車両通行空間を連続させる

#### (3)工作物の高さの設定方法

- 1) 沿道区域の指定にあたっては、指定しようとする区域内に立地している工作物の高さや種類 を確認する他、既存工作物の高さや種類と土地利用状況から将来設置される可能性のある工作 物の高さや種類等を想定すること。
- 2) 既存工作物が高さ 15m超の鉄筋コンクリート製や鉄製の柱の場合、特定行政庁\*で建築確認 資料の閲覧が可能であるため、参考にするとよい。
- ※特定行政庁:建築基準法(昭和25年法律第201号)に基づき、建築主事を置く地方公共団体およびその長。 人口25万人以上の市は建築主事を置くことが義務付けられている。建築主事を置く地方公共団体、建築主事のいない市町村の場合は都道府県が特定行政庁となる。

## 3-3 土地等の管理者への説明

<土地等の管理者への説明>(通知第3②)

道路管理者は、沿道区域の指定に際し、道路の区域に接続する土地、竹木又は指定される工作物の管理者(以下「土地等の管理者」という。)に対して、次の点について説明\*を行うこと。また、沿道区域の指定に当たって河川区域、海岸区域及び国有林などが関係する場合は、必要に応じ関係者と事前調整を行うものとする。なお、土地等の管理者が多数にわたる場合などは、縦覧に供するなどの手段をとることも考えられる。

- ・指定する工作物
- ・沿道区域指定予定の土地の範囲(図示)

※なお、法第44条第4項の措置が必要となった場合は、沿道区域制度の運用に準じた対応を行うこと。

#### (1)説明の対象者

- 1) 例えば電柱を対象工作物とする場合、電線管理者が管理・所有する電柱の他、引込先の需要 家が管理・所有する引込柱等が存在する。また、広告塔等については、土地の所有者が自家用 の広告塔を設置・所有する場合や、民間事業者が設置場所を土地所有者から貸借し広告塔等を 設置・所有するケース等がある。従って、説明の対象者は原則として沿道区域内の土地や指定 する工作物等の所有者および貸借者が存在する場合はその貸借者とする。
- 2) 土地等の管理者の把握にあたっては、まず、土地の所有者を住民台帳や登記簿の閲覧により 把握し、確認された土地の所有者に説明対象となる管理者を確認する。貸借者については土地 の所有者に情報提供を依頼する。その際、個人情報の取扱には注意すること。
- 3) 沿道区域が存する市区町村及び、指定しようとする区域内に、交差道路や河川、鉄道敷地、公園、警察署、消防署、学校、区画整理事業地など、他の公共団体等が管理する土地が含まれる場合は、その管理者に事前調整を行うこととする。

#### (2)説明の方法、内容

- 1) 説明方法は縦覧、資料配付、回覧、広報誌掲載、HP 掲載、個別説明、地区別説明会等が考えられる。原則、縦覧と広報誌掲載若しくは回覧による説明を行うこととし、その他の説明方法については、沿道区域が存する市区町村と調整すること。
- 2) 説明の内容は、沿道区域届出勧告制度の趣旨、指定理由、対象工作物、区域の範囲、対象工作物設置時に必要な手続きとする。

#### (3) 工作物を設置しようとする者への情報提供

工作物を設置しようとする者より、区域指定に際しての道路管理者からの土地等の管理者への 説明方法及び内容について情報提供の求めがあった場合は協力するものとする。この時、個人情 報の取扱いに注意すること。

## 3-4 沿道区域指定の方法

<沿道区域指定の方法>(沿道区域制度運用通知 第2(2))

① 沿道区域指定に必要な図書の作成

指定する沿道区域の位置図(1/25,000程度)、沿道区域を示した平面図(1/1,000以上のもの)を作成する。平面図には、道路区域境界及び道路区域境界から水平距離で20メートルの範囲も記載するものとする。また、必要に応じて沿道区域内での代表的な地点での横断図も併せて図示することが望ましい。

#### ② 沿道区域指定の公示

法第44条第2項の規定による沿道区域の指定又は当該指定の変更の公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 道路の種類
- 二路線名
- 三 沿道区域における区間、最大幅員及び延長
- 四 損害予防措置の対象となる土地、竹木又は工作物
- 五 図面を閲覧する場所

※四 予防措置の対象については、落石、土砂の崩壊等の自然斜面に関する場合は「土地」、倒木等の立木に関する場合は「竹木」、工作物を対象とする場合は「種類(電柱、看板等)」を記載すること。

#### (1)図書の作成

位置図は国土地理院地図を下図とし、指定区間、起終点を明示すること。平面図は道路台帳付図を下図とし、道路境界、指定する沿道区域境界、道路境界から 20m の範囲を明示すること。この際、沿道区域境界には道路境界からの距離を旗上げ寸法で記載すること。横断図は横断構成が大きく変化する毎に作成することとし、道路台帳付図を下図とすること。道路台帳付図に適当な下絵が無い場合はペーパーロケーションにより横断図を作図すること。なお、いずれの図面についても、他業務成果等で利用できる図面がある場合は、利用してよい。

X o I HELL WORK IN THE T	
図書等名称	掲載頁
沿道区域 位置図	38
沿道区域 平面図	39
代表的な地点での横断図	40

表 3-1 沿道区域の指定に係る添付図書等

#### (2)区域の公表

届出対象区域の公示に合わせ国土交通省 HP で公表を行う。公示の二週間程度前までに、下記窓口へ資料を提出すること。なお、各道路管理者のホームページ等においても公示図書及びGIS データ(所有している場合)の公表が望ましい。

<区域指定に係る図書の提出先>

・担当課:国土交通省道路局 環境安全・防災課

#### <提出資料>

- · 別添報告様式 (P48 掲載)
- ・沿道区域公示の添付図面
- ・届出対象区域公示の添付図面

## 3-5 区域指定の手続きの流れ

区域を指定する際の手続きは、以下のフローを参考にすること。

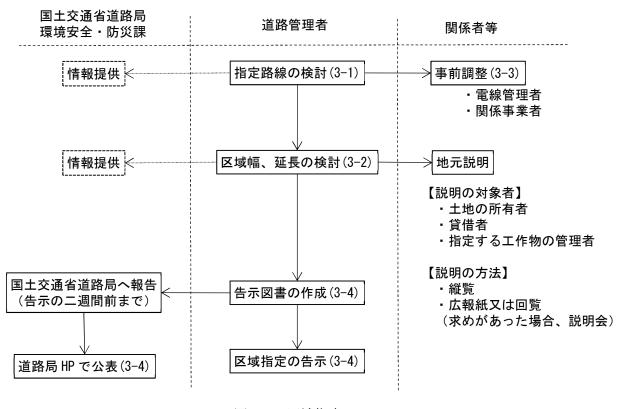


図 3-6 区域指定フロー

※検討の各段階で国土交通省道路局環境安全・防災課へ情報提供すること。

## 第4 届出対象区域の指定

<届出対象区域の指定の考え方>(通知第4(1))

① 指定の考え方

法第44条の2第1項の規定に基づく届出対象区域の指定は、法第44条第1項の規定に基づく 沿道区域の指定時に定められた工作物のうち、倒壊により道路が閉塞するおそれがあり、道路 管理者と工作物設置予定者の調整を図る必要がある工作物及び区域の範囲について指定するも のとする。

② 必要な指定範囲

沿道区域の全部又は一部について、指定する工作物が倒壊した場合に道路閉塞\*が生じるお それのある範囲を指定する。

- ※道路閉塞とは、指定された工作物が道路側に倒壊した際に、車両の通行等を考慮した幅(4m以上\*\*)を 確保できない場合
- ※建築基準法第42条第1項に規定する最小幅員
- 道路構造令第5条第5項に規定する第3種第5級及び第4種第4級の最小道路幅員

#### 4-1 届出対象区域の指定の考え方

届出対象区域の指定は沿道区域の指定の内容の全部又は一部となる。つまり、届出対象とする 工作物は沿道区域で指定された工作物のうちに、届出対象区域は沿道区域のうちに含まれなけれ ばならず、また届出対象区域が単独で指定されることはなく全て沿道区域の指定が先行していな ければならない。

#### 4-2 届出対象区域の具体的な範囲設定の考え方

届出対象区域の範囲設定は「3-2 沿道区域の具体的な範囲設定の考え方」による。

#### 4-3 土地等の管理者への説明

<土地等の管理者への説明>(通知第4(3)①)

道路管理者は、届出対象区域の指定に際し、土地等の管理者に対して、次の点について説明を行うこと。また、河川区域、海岸区域及び国有林などが関係する場合は必要に応じ関係者と事前調整を行うものとする。なお、土地等の管理者が多数にわたる場合などは、縦覧に供するなどの手段をとることも考えられる。

- ・届出の対象となる工作物の種類について
- ・届出対象区域指定予定の区域の範囲(図示)
  - ※「沿道区域制度の運用通知」では、措置命令にいたる場合があることから、「土地等の管理者に対して、説明を行い、同意を得ておくことが望ましい」とされている。 一方、工作物の倒壊による道路閉塞を防止するための沿道区域及び届出対象区域の指定に当たって
    - 一方、工作物の倒壊による道路閉塞を防止するための沿道区域及び届出対象区域の指定に当たって は、土地等の管理者にかかる義務が措置命令にいたる場合とで異なることから説明を行うことで足り るとしている。
- 1) 土地等の管理者への説明は「3-3 土地等の管理者への説明」による。沿道区域と同時に届出対象区域を指定する場合は、届出対象区域の説明も同時に行うこと。
- 2) 沿道区域内の柱状の工作物を管理する関係事業者に対しては、次の事項を併せて説明する こと。

- ・道路閉塞が生じない工作物の設置条件
- ・工作物の設置がやむを得ない場合の条件
- ・届出対象区域の区域内に工作物を新たに設置する際には、当該行為に着手する日の30 日前までに届出が必要となる点(本件は土地等の管理者へも説明すること) 等

#### 4-4 届出対象区域の指定の方法

<届出対象区域の指定の方法>(通知第4(2))

① 届出対象区域の指定に必要な図書の作成

指定する届出対象区域、沿道区域及び道路の区域を表示した平面図 (1/1,000 以上のもの) を作成する。また、必要に応じて沿道区域内での代表的な地点での横断図も併せて作成することが望ましい。

② 届出対象区域指定の公示

届出対象区域の指定を行った際は、速やかに法第44条の2第2項及び道路法施行規則 (昭和27年建設省令第25号。以下「施行規則」という。)第4条の5の8に基づき公示を 行わなければならない。公示の方法は法第44条第2項の規定に基づく沿道区域の指定の公示 手続に準ずるものとし、届出対象区域の存する土地の所在地及び届出対象区域に接続する道路 の路線名、届出の対象となる工作物並びに平面図を縦覧する場所及び期間を公示する。官報告 示を行う場合は、手続には時間的余裕を持つことが望ましい。

③ 届出対象区域の公表

届出者に対する周知のために、全国の届出対象区域指定状況一覧について道路局のホームページで公表することとしている。指定を行う際は事前に(公示日の2週間程度前までに)国土交通省道路局環境安全・防災課へ上記①において作成する図書を提出するものとする。

届出対象区域の指定の方法は「3-4 沿道区域指定の方法」による。以下に届出対象区域の指定に必要となる図面を例示するので参考とすること。通知では位置図の作成について記載されていないが、閲覧者の利便性の観点から作成することとする。なお、沿道区域と届出対象区域は別々に公示を行うものであるから、添付図面も別々に作成すること。

図書等名称	掲載頁
届出対象区域 位置図	41
届出対象区域 平面図	42
代表的な地点での横断図	43

表 4-1 届出対象区域の指定に係る添付図書等

#### 4-5 区域指定の手続きの流れ

「3-5 区域指定の手続きの流れ」による。

## 第5 届出及び勧告について

#### 5-1 区域指定後の対応

#### (1)区域の表示

本制度の区域境界は民地内にあることから、鋲などによる明示は困難である。が、周知の観点から区域の明示が望ましい。例えば、歩道幅員に余裕がある場合には公示に添付した図面の看板による掲示や、「届出対象区域 道路境界から〇m」等と標記したプレート等の設置が考えられる。

#### (2) 既存工作物の把握

届出漏れを把握するために告示日時点で写真や動画の撮影などにより区域に存する工作物を把握しておくことが望ましい。

#### (3) 指定後のパトロール

届出漏れを把握するために年1回以上の定期的なパトロールが望ましい。新たにパトロールの 機会を設ける必要は無く、既往の道路パトロール等を活用して、無届の工作行為の有無を確認す る。

#### 5-2 届出の内容・時期

<届出の内容・時期>(通知第5(1)①)

道路管理者は、勧告の必要を判断するに当たって、施行規則第4条の5の10に規定する届 出書及び添付書類のほかに必要な資料があるときは、その旨を届出者に説明し、提出を求める こと(ただし、提出を求めるものは必要最小限とし、届出者に過度な負担をかけることのない よう留意すること。)。

なお、複数の工作物を同時期に設置する場合は、必要な書類を添付することで、一件の届出 として受け付けることは差し支えない。

また、工作物の新設にあたり、新設後に撤去される臨時の工作物が伴う場合は、届出にその 旨を記載し、所定の資料を添付することで、一件の届出として受け付けることは差し支えな い。

届出書については、法第44条の2第3項に定めるとおり、着手予定日の30日前までに提出されていることを確認すること。

#### (1) 届出に必要な届出書及び添付書類

道路法施行規則第4条の5の10第1項の規定から、対象工作物の届出に必要な届出書及び添付書類は、以下の通りである。表5-1に届出に必要な届出書及び添付書類を例示する。

- ①工作物設置等届出書(施行規則別記様式第5の3)
- ②届出対象区域内の工作物の設置箇所を示した平面図(縮尺 1/1,000 以上)として、以下の事項を記載したもの
  - ・工作物から届出対象区域に接続する道路の路端までの最短距離
- ③届出対象区域内の工作物の設計図(工作物の高さや構造、施行方法等を記載した断面 図等、縮尺は任意)なお、設計図と同様の内容が示されていると道路管理者が判断で きる場合には、写真の提出で可とする。

図書等名称	掲載頁
工作物設置等届出書 (施行規則別記様式第5の3)	44
届出対象工作物 平面図	45
届出対象工作物 断面図	46

表 5-1 届出に必要な届出書及び添付書類

#### (2) 勧告の必要性の判断に必要な資料

届出書及び添付書類のほかに、勧告の必要性の判断に必要な資料としては、届け出場所への 設置や対象工作物の高さの必要性を説明する資料、準拠した技術基準や設計条件等である。届 け出された場所への設置がやむを得ない場合については、6-4 を参照すること。

## (3) 複数の工作物を同時期に設置する場合の必要な書類

複数の工作物を同時期に設置する場合に必要な書類は、同時期に設置される複数の工作物が 一括して記載された平面図(縮尺 1/1,000 以上、複数枚となることも可)とする。平面図には 各工作物から道路までの最短距離を明示すること。

#### (4) 工作物の新設後に撤去される臨時の工作物が伴う場合における所定の資料について

工作物の新設後に撤去される、臨時の工作物が伴う場合における所定の資料は、当該臨時工作物と届出工作物が一括して記載された平面図(縮尺 1/1,000 以上、複数枚となることも可)とする。

#### (5) 法令等により構造基準が定められていない工作物の場合に必要な資料

届出された工作物について、法令等による構造基準が定められていない場合は、当該工作物に類似する構造物の技術基準に準拠した構造であることを示す資料を添付すること。

- \_\_\_\_\_
- ○届出工作物が電柱(プレキャストコンクリート製)に類似する場合
  - ・JIS (日本産業規格)等の規格に基づく構造規格書 等
- ○届出工作物が建築基準法施行令に規定する工作物に類似する場合
- ・建築基準法及び同法施行令に規定する構造強度、構造計算方法等に準拠し作成された構造図や構造計算書 等

#### (6) 届出を行う際の留意事項

法第44条の2第3項の規定から、届出は工作物の設置行為者が行うこととされているが、この設置行為者は、工作物の所有者を指す。例えば、ファミリーレストランが広告塔を賃借した土地の上に設置し管理するケースの場合、工作物の設置行為者はファミリーレストランであり、土地所有者と異なることに留意すること。なお、届出の対象となる行為は、対象工作物の新設の他、既設工作物の更新、移設を含む。

## (7)30日前までの起算方法

30 日前までの起算方法の具体例を表 5-2 に示す。届出日が起算日数 0 日となることに留意すること。

日付	4/20	4/21	• • • • • • •	5/19	5/20	5/21
起算日数	0	1	• • • • • • •	29	30	31
備考	届出日	届出日から 1日目	• • • • • • •	届出日から 29 日目	着手する日 ではない	着手する日

表 5-2 30 日前までの起算方法(具体例)

<sup>※「</sup>着手する日から30日前までに届け出なければならない」→「届出日から30日間は着手してはいけない」

#### 5-3 変更の届出について

<変更の届出について> (通知第5(1)②)

届出に係る事項のうち施行規則第 4 条の 5 の 12 第 1 項に規定する事項に変更があった場合は、法第 44 条の 2 第 5 項に定めるとおり、変更する事項についての届出をさせることとする。変更の届出の方法については届出の際の手順に準じるものとする。

変更の届出を行う際、着手予定日を変更しない場合は、当初の着手予定日を法第 44 条の 2 第 5 項の規定における「変更に係る行為に着手する日」とし、届出を行うことができるものとする。これは、着手予定日に影響しない軽微な変更について、工事着手までの間に更に 30 日間を確保する必要はないという趣旨である。

#### (1)変更の届出を要する具体的な内容

1) 施行規則第4条の5の12第1項の規定により、変更の届出が必要となるのは、工作物の設置場所の変更が生じた場合、または工作物の設置に係る設計又は施行方法の変更が生じた場合である。

#### (2) 着手予定日の変更が必要な場合及び不要な場合

- 1) 変更の届出を行う際、着手予定日を変更しない場合とは、道路から離れる位置への設置場所の変更や低い工作物への変更等、届出時と比べ道路閉塞のおそれが低下する場合である。
- 2) 上記以外の場合、着手予定日の変更が必要となる。

## 5-4 届出を要しない行為

<届出を要しない行為> (通知第5(1)③)

法第44条の2第4項第1号及び第2号に規定する届出を要しない行為は以下のような行為を想定している。

・工作物の撤去、点検、修繕又は改良のために必要な臨時の工作物を設置する行為(施行規則第4条の5の11 第1号)。

例:足場、仮囲いなどの設置

・工作物の倒壊を防止するための行為(施行規則第4条の5の11第2号)。

例:工作物の強度を高める支線、支柱、支線柱の設置

・災害又は事故が原因で、現に供給されていた電力・通信サービスが途絶えた場合の復旧、 又は災害による道路その他の復旧に係る電力の確保を目的とする電柱の設置(法第44条 の2第4項第2号)。

#### (1) 届出を要しない行為の具体的な内容

- 1) 工作物が電柱である場合の届出を要しない行為の具体的な内容について補足する。
  - ○電柱の撤去、点検、修繕又は改良のために必要な臨時の工作物を設置する行為
    - ・電柱の撤去や点検、修繕、改良を行う場合において、臨時に設置される足場や仮囲 い、昇降金具、ハシゴ、落下防止網、柱上作業台、ケーブル保護金具等の設置
  - ○災害又は事故が原因で現に供給されていた電力・通信サービスが途絶えた場合の復旧 を目的とする電柱の設置
    - ・電力・通信サービスが途絶えていないものの、損傷を受けた電柱等を建替および補 修等することを目的に設置する電柱も含む。
  - ※なお、無電柱化が完了又は予定されている区間における仮連系柱、商業施設、工場等の新設・増設等により、新たな電力・通信サービスが必要となった場合等に設置する 仮設電柱は、臨時の工作物として取り扱わず、届出が必要である。
- 2) 電柱以外の工作物について、以下の行為については届出の対象とはしないこととする。
  - ○工作物の高さの増加や位置の変更を伴わない以下の行為
    - ・看板の取り替え
    - ・工作物の支柱等に係る塗装の塗替え、軽微な修繕等

#### 5-5 必要な措置の勧告

<必要な措置の勧告>(通知第5(2))

#### ① 勧告する場合

道路管理者が届出対象区域における工作物の設置に係る届出を受理した後、受理した届出の 内容や現地の状況などから、届出に係る工作物が倒壊した場合に道路を閉塞させるおそれがあ ると判断\*される場合は、設置場所の変更などを求めるものとする。当該求めに対し、届出者 が速やかに応じない場合は、届出に係る行為に関し場所又は設計の変更その他の必要な措置を 講ずべきことを、法第44条の2第6項の規定に基づき書面により勧告することができる。

勧告に従わずに工作物が設置され、法第44条第4項に規定する特に必要があると認める場合に該当する際は、「沿道区域制度の運用通知」に従い対応するものとする。

※判断に当たっては第4(1)①に準じる。

#### ② 勧告の留意事項

勧告の内容は、届出に係る行為に関し、工作物が倒壊した場合に道路を閉塞させるおそれのない位置への設置場所の変更、道路を閉塞させるおそれのない高さへの設計変更などを想定しているが、道路管理者の判断により、設置の中止その他必要な措置を勧告できるものとする。

#### <措置命令の内容>(沿道区域制度の運用通知第3(1))

措置命令に記載すべき事項は、原則として、次に示すとおりとする。

- ・措置命令を行う理由 (緊急性、切迫性)
- ・損害予防措置を講ずべき危険箇所
- ・損害予防措置の具体的な内容(対策工の詳細)
- 損害予防措置の履行期限
- ・損失補償の有無(有る場合は、その内容)

なお、法第44条第4項にある「特に必要と認められる場合」とは、そのまま放置すれば、 危険箇所において風化、劣化又は崩壊が進行し、比較的発生頻度の高い異常気象(大雨、大 雪、暴風)や地震により、対象物の崩落、倒壊などが発生し、その結果として、道路の構造に 損害を及ぼし、又は道路の交通に危険を及ぼすことが予見される場合をいうものと解される。

#### (1) 勧告する場合

- 1) 道路管理者が、届出に対して勧告を行う必要があると判断した場合は、勧告を行う前に設置場所の変更等を求めるための事前の連絡を行う。この事前の連絡に届け出者が速やかに応じない場合、届出に係る行為に関し場所又は設計の変更その他の必要な措置を勧告する。
- 2) 届出対象区域における届出・勧告制度は、通知第1の通り、対象工作物の設置という行為に 対する制度であるため、設置された工作物については、当該制度の効力は及ばない。
- 3) 本制度による処分は「勧告」であるため、勧告に従わず工作物が設置されても罰則はない。 勧告に従わず工作物が設置された場合、「沿道区域制度の運用通知」により対応することとな るが、工作物の道路法44条第4項の「特に必要と認められる場合」の該当性については判断 が必要である。例として工作物が電柱である場合、技術基準に従って設計、施工されたもので

あれば、工作物は健全な状態であろうことから、「特に必要と認められる場合」には該当しない。経年劣化等により工作物の健全性が喪失されつつある状態になった場合に「特に必要と認められる場合」の該当性が現れてくる。

#### (2)勧告の留意事項

- 1) 勧告の判断にあたり、工作物の構造強度を判断する必要はない。工作物の設置場所、高さ、 道路の幅員等の条件から、倒壊した場合の道路閉塞のおそれについて判断する。
- 2) 設置場所の変更により、道路閉塞が生じない位置へ設置される場合、変更後の位置は届出対象区域及び沿道区域内の位置であっても構わない。
- 3) 対象工作物が電柱の場合、届け出された場所への設置がやむを得ないときは、勧告しないことも考えられる。届け出された場所への設置がやむを得ない場合については、6-4を参照すること。
- 4) 届出者が勧告に応じる場合、勧告内容に従って場所や設計等の変更を行い、変更届出書を提出する旨、届出者に連絡することとする。勧告の手続き(流れ)については、5-6に示す図 5-1「工作物の届出・勧告における一般的な手続フロー」を参照すること。
- 5) 勧告を行う際は、以下に示す書式によることとする。

表 5-3 勧告に係る図書

図書等名称	掲載頁
届出に係る行為の是正勧告書(別記様式)	47

#### 5-6 届出・勧告に当たっての留意事項

<届出・勧告に当たっての留意事項>(通知第5(3))

① 電磁的方式による受理

事務手続の簡素化や電子化を図るため、届出(変更の届出を含む。)について、担当窓口の メールアドレスを公表(国土交通省ホームページにおいても公表予定)し、電子メールでの届 出を認めるものとする。

#### ② 変更の届出

変更の届出を受理する場合において、当初の工事着手日を変更しない場合、当該変更の届出から着手日までに、勧告の要否の判断を行うために必要な期間が確保できないことが想定されることから、着手後の勧告もあり得ることを届出者に伝えること。

③ 届出に対する勧告の有無の連絡

道路管理者は、届出に対して、勧告を行わない場合においても、結果を速やかに届出者に連絡をすることとする。なお、勧告を行わない旨の連絡を届出者に行った場合であっても、当初の届出日から30日以内の工事の着手を認めるものではない。

#### (1) 電磁的方式によって受理する場合の連絡先について

本制度の手続きを行う場合、届出について電磁的方式によって受理する場合の連絡先を各道路管理者で定め、HP等で公表すること。また定めた連絡先を道路局環境安全・防災課へ提出すること。なお、直轄国道においては窓口を道路局 HP、整備局 HPで公表するものとする。

#### (2)変更の届出又は届出に対する勧告の有無の連絡等について

- 1) 法第44条の2第3項により、工作物を設置しようとする行為に着手する日の30日以上前までに届出書が提出・受理されなければならないが、届出書の受理後、届出内容の変更、勧告の有無に係る連絡、場所の変更等を求めるための事前連絡については、出来るだけ速やかに行うこととする。
- 2) 通知第5(1)②では、変更の届出を行う場合において、着手予定日を変更しないときは、当初の予定日を「変更に係る行為に着手する日」と取り扱うこととされている。変更の届出又は届出に対する勧告の有無の連絡等を行う際には、図5-1の「工作物の届出・勧告における一般的な手続フロー」を参考とすること。なお、届出書の提出にあたっては、押印を不要とする。

#### (3) 届出・勧告の手続きを工作物設置者から早期の対応を求められた際の工夫

電力等の供給開始の希望日が提示されるなど、工作物設置者から届出・勧告の手続きについて早期の対応を求められる場合が想定される場合には、以下の対応をとることが望ましい。

- ・工作物設置者に対し、工作物設置の概略検討の段階での届出書の提出を認める。なお、着手 予定日の変更が不要となる場合については、5-3を参照すること。
- ・工作物設置者に対し、道路閉塞が生じない工作物の設置条件や、工作物の設置がやむを得な い場合の場所条件等を事前に説明する。

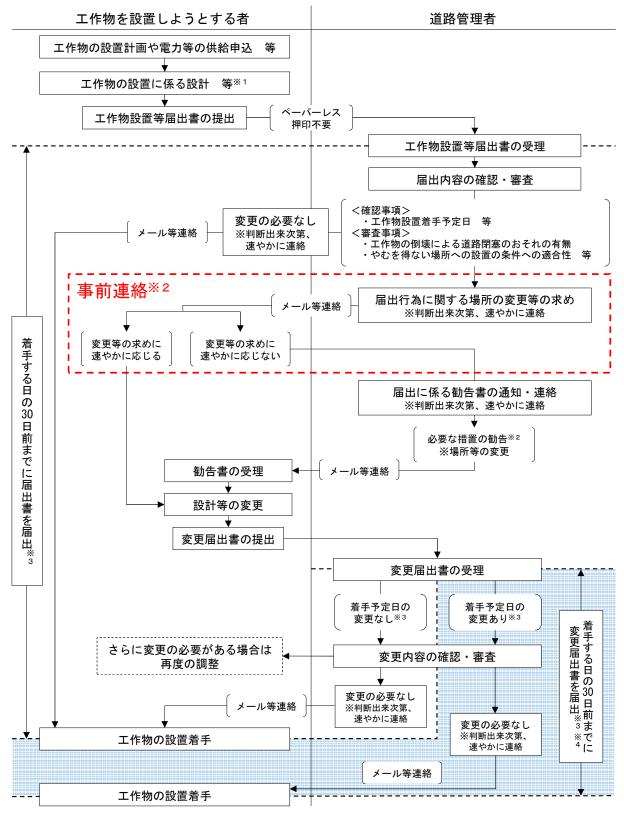


図 5-1 工作物の届出・勧告における一般的な手続フロー

※1:工作物の設置に係る設計等の段階において、早期対応を求められた際の対応は、5-6(3)を参照するこ

※2:届出の際の事前連絡、必要な措置の勧告については、5-5を参照すること。

※3:30日前までの起算方法は、5-2(7)を参照すること。

※4:着手日の変更が必要又は不要な場合については、5-3(2)を参照すること。

## 第6 電柱の取扱いについて

<電柱の指定>(通知第6 (1))

近年の地震・台風などによって電柱が倒壊することにより、道路閉塞が発生し、緊急車両の通行や地域住民等の避難に支障を来した事例が見られる。また、電柱及び電線は、外観では通電の有無が判断できず感電の危険性があり、道路啓開に当たっては電線管理者等の指示に従う必要があるなど、他の工作物と異なり、倒壊等が生じた場合には、道路管理者が自ら除去等することが極めて困難であることから、迅速な対応に支障が生ずる。このため、沿道区域及び届出対象区域の指定に当たって電柱を指定する工作物として定めていくことを検討されたい。

#### <対象物件>(占用の禁止に関する運用指針 1)

- (1) 道路上に設置されている電柱(鉄道及び軌道の電柱を除く。以下同じ。)については、車両の能率的な運行や歩行者の安全かつ円滑な通行を阻害しているものがあり、また、地震等の災害が発生した場合には、これらが倒壊することにより、緊急車両等の通行や地域住民等の避難に支障をきたすおそれが高いことから、道路法(昭和27年法律第180号。以下「法」という。)第37条第1項の規定に基づき、区域を指定して道路上における電柱による占用を禁止することが望ましい。
- (2) 法第37条第1項に基づく占用の制限(以下「占用制限」という。)の対象とする電柱には、電気事業者、電気通信事業者の電柱のほか、ケーブルテレビ事業者等の電柱が含まれるものとする。
- (3) 信号柱その他の警察が設置・管理する物件及び街灯は、電柱に含まれないものとする。
- (4) 電柱の倒壊を防ぐための支線、支柱又は支線柱は、電柱に付随するものであることから、対象としないものとする。電線も同様である。
- (5) 電線共同溝の整備に伴い連系柱を新設する必要が生じた場合は、道路区域外への設置又は近接する既存の電柱の移設により対応することが望ましい。

#### 6-1 対象物件

本ガイドラインの対象とする電柱は「占用の禁止に関する運用指針」から、以下の通りとする。

<対象とする物件>

- ・電気事業者、電気通信事業者、ケーブルテレビ事業者等の電柱
- ・附属金物、クロージャ (電柱頂部に取付けるもの)

<対象としない物件>

- ・信号柱(信号灯器が設置された電柱も含む)、その他の警察が設置・管理する物件及び街灯
- ・鉄道及び軌道の電柱
- ・電柱の倒壊を防ぐための支線、支柱又は支線柱、電線
- ・引込線、附属金物、クロージャ(電柱頂部に取付けるものを除く)、機器類(変圧器等)

#### 6-2 電柱を対象の工作物とする場合の留意点

#### (1)区域幅の設定

区域幅の設定は「3-2 沿道区域の具体的な範囲設定の考え方」によるが、区域幅の算定にあたり、道路と電柱が設置される土地との高低差は考慮しなくて良い。ただし、3-1(4)①の場合には、高低差の考慮を検討する。

#### (2) 電柱の高さの設定

土地利用の形態が一般的であると考えられる場合であって、対象の工作物を電柱とする場合は、その地表面からの高さを 15m と設定してよい。これによりがたい場合は電線管理者等へヒアリングを行い、電柱の高さを設定すること。

#### 6-3 電柱を指定する場合の沿道区域の指定対象となる道路の条件

<電柱を指定する場合の沿道区域の指定の対象となる道路の条件>(通知第6(2)) 電柱を工作物として指定する沿道区域は、法第37条第1項の規定に基づき電柱の占用制限 を行っている道路又は電線共同溝の整備等に関する特別措置法(以下、「電線共同溝法」とい う)第3条の規定による指定がされている道路など、道路の区域において電柱が占用制限さ れている道路又は無電柱化が完了し、又は予定されている道路に接続する区域を対象とする。

電柱を指定する場合の沿道区域の指定の対象となる道路条件については、通知文に記載する条件のほか、以下の区間が想定される。

・無電柱化法第 12 条に基づき、電柱・電線の撤去が予定されている区間

#### 6-4 届出がされた場所への設置がやむを得ない場合

<届出がされた場所への設置がやむを得ない場合> (通知第6(3)①) 以下のように届出がされた場所への設置がやむを得ない場合は、勧告しないものとする。

- ・地権者の同意が得られない等、道路を閉塞するおそれのない位置に設置する用地を確保することが困難な場合(届出にあたって、道路閉塞のおそれがある範囲外への設置を検討したが、地権者の同意が得られなかった旨の記載を求めること)。
- ・地形や土地利用状況などにより、物理的に道路を閉塞するおそれのない位置に設置することが困難な場合。
- ・仮連系柱など無電柱化や電柱の移設により届出対象区域から電柱が除かれることが予定されており、その時期が明確であるときは、電柱を仮設のものとして扱い、届出の際に届出書に予定時期を記載した上で、勧告の対象とはしないこととする。

#### (1)物理的に道路を閉塞するおそれのない位置に設置することが困難な場合の具体的な考え方

1) 「物理的に道路を閉塞するおそれのない位置に設置することが困難な場合」の具体的な内容については以下のケースが考えられる。

#### ①区域の地形状況

- ・届出場所付近が大きな高低差を有する谷地や崖地となっている等、道路閉塞のおそれ のない場所へ工作物を設置した場合、費用等に受忍の限度を超える負担が生じる場合
- ②区域の土地利用状況
- ・届出場所となる敷地の大半が現有の建築物等で占められる等、当該敷地内において、 道路を閉塞するおそれのない場所に工作物を設置する余地がない場合

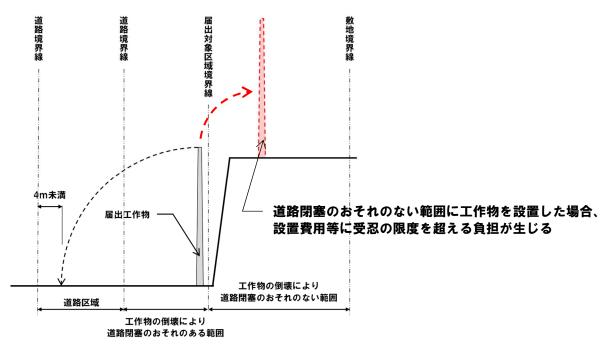


図 6-1 ①区域の地形状況により設置場所の変更が困難な場合

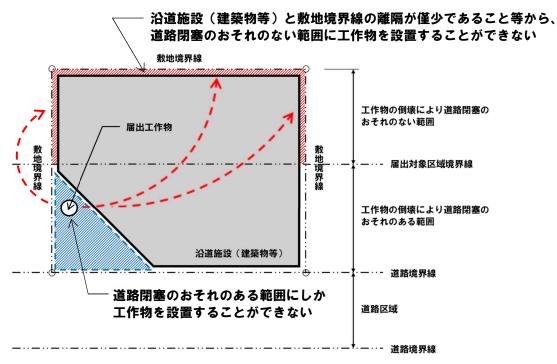


図 6-2 ②区域の土地利用状況により設置場所の変更が困難な場合

2) 「地形や土地利用状況などにより、物理的に道路を閉塞するおそれのない位置に設置することが困難な場合」に該当する場合においては、「困難な場合」であることが判断できる記載を届出に求めること。

なお、上記の場合も含め届出に係る工作物が倒壊した場合に道路を閉塞させる恐れがあると 判断されながら、その場所への設置がやむを得ないと判断される場合は、届出者に工作物が倒 壊した場合の迅速な復旧を求めること。

#### (2) 届出対象区域に接続する道路における留意事項

届出対象区域に指定された道路が、電線共同溝法第3条による電線共同溝整備道路に指定されている場合、電線共同溝整備計画において、当該指定道路の届出対象区域と接続する他の道路区域が重複する場合、連系設備としての立上柱等が当該重複区域に設置されることがないよう考慮するものとする。

#### (3) 届出がされた場所への設置がやむを得ない場合の留意事項

地権者の同意が得られなかった旨やその他の理由を届出書(道路法施行規則別記様式第5の 3)の備考欄へ記載を求めること。

#### (4) 電柱以外の工作物への対応

届け出された場所への設置がやむを得ない場合に該当しても、工作物が電柱以外の場合は設置の中止を含め、必要な勧告内容を検討する。

## 6-5 既設電柱の取扱い

<既設電柱の取扱い> (通知第6(3)②)

届出対象区域を道路管理者が公示した日以前に設置された電柱を更新又は移設する場合における法第44条第6項の規定に基づく勧告の取扱いについては、道路閉塞のリスクが増大するような場合を除き、当面の間、勧告の対象とはしないこととする。

#### (1) 届出対象区域の公示日以前に設置された電柱の更新又は移設する場合の考え方

「占用の禁止に関する運用指針」を踏まえ、更新とは、老朽化等を原因として除却することが必要となった場合に、更新前の電柱と同一の場所に新たな電柱を設置することとし、移設とは、移設元の電柱に近接する場所に、従前と同一のサービスの提供を行うために電柱を設置することを意味する。

#### (2) 勧告の対象としない「当面の間」について

「占用の禁止に関する運用指針」では、「当面の間」について、電柱に係る道路占用許可は 道路法上10年ごとの更新を必要とし、現在の占用許可期間を越える占用許可を保障するもの ではないことを明らかにするものとしており、本制度の運用にあたっても、「占用の禁止に関 する運用指針」における「当面の間」の考え方と整合させることに留意が必要である。

なお、道路区域の既設電柱の占用制限の実施については、無電柱化推進計画に記載のとおり、電線管理者と既設電柱の撤去のペースや費用負担等についても協議を進めながら、優先順位を決めて占用制限を開始することとしている。

#### (3) 道路閉塞のリスクについて

道路閉塞のリスクが増大するような場合とは、電柱の更新・移設に際し、既存の設置位置よりも前面の道路区域に近接する場所に設置することや、既設電柱よりも高い電柱を設置すること等により、既設電柱と比べ、倒壊した場合に道路を閉塞するおそれが高まる場合をいう。

## 6-6 引込柱の取扱い

<引込柱の取扱い> (通知第6(3)3)

既設の電柱又は地中から、建築物への電力・通信サービスの供給を目的として設置する引込柱については、建築物と同一の取扱とし、届出の対象とはしないこととする。

「建築物への電力・通信サービスの供給を目的として設置する引込柱」の具体な内容について 以下に例示する。

- ・建築物の新築や増築等において新たに設置される引込柱、又は既に設置されている引込柱 の建替え
- ・工場や大規模商業施設等の既存建築物の需要の増加等に応じて、新たに設置される引込 柱、又は既に設置されている引込柱の建替え 等

#### 6-7 電柱を届出対象区域内に設置する場合の前提条件

<電柱を届出対象区域内に設置する場合の前提条件>(通知第6(3)④)

届出対象区域内に電力・通信サービスの供給を目的として建柱する場合、届出対象区域外から別ルートで供給することができないか、届出者に検討を求めること。

「届出対象区域外から別ルートで供給することができないか、届出者に検討を求める」とは、例えば、届出対象区域外の別の道路・通路等を用いて供給することが出来ないか、検討を求めることである。なお、別ルートにすることで、費用等に大きな負担が届出者に生じないことや検討自体について、届出者に過度な負担が生じないよう留意する。

## 第7 関連法令

#### 7-1 道路法(抄)

(沿道区域における土地等の管理者の損害予防義務)

- 第44条 道路管理者は、道路の沿道の土地、竹木又は工作物が道路の構造に及ぼすべき損害を 予防し、又は道路の交通に及ぼすべき危険を防止するため、道路に接続する区域を、条例(指 定区間内の国道にあっては、政令)で定める基準に従い、沿道区域として指定することができ る。ただし、道路の各一側について幅20メートルを超える区域を沿道区域として指定すること とはできない。
- 2 前項の規定による指定においては、当該指定に係る沿道区域及び次項の規定による措置の対象となる土地、竹木又は工作物を定めるものとし、道路管理者は、当該指定をしたときは、遅滞なくこれらの事項を公示するものとする。
- 3 沿道区域の区域内にある土地、竹木又は工作物(前項の規定により公示されたものに限 る。)の管理者は、その土地、竹木又は工作物が道路の構造に損害を及ぼすおそれがあると認 められる場合においては、その損害又は危険を防止するための施設の設置その他その損害又は 危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。
- 4 道路管理者は、前項に規定する損害又は危険を防止するため特に必要があると認める場合に おいては、当該土地、竹木又は工作物の管理者に対して、同項に規定する施設を設け、その他 その損害又は危険を防止するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
- 5 道路管理者は、前項の規定による命令により損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を 補償しなければならない。
- 6 前項の規定による損失の補償については、道路管理者と損失を受けた者とが協議しなければならない。
- 7 前項の規定による協議が成立しない場合においては、道路管理者は、自己の見積もつた金額 を損失を受けた者に支払わなければならない。この場合において、当該金額について不服があ る者は、政令で定めるところにより、補償金額の支払を受けた日から一月以内に収用委員会に 土地収用法(昭和 26 年法律第 219 号)第 94 条の規定による裁決を申請することができる。 (届出対象区域内における工作物の設置の届出等)
- 第44条の2 道路管理者は、沿道区域(前条第2項の規定により同条第3項の規定による措置の対象となるものとして工作物が公示されたものに限る。)の全部又は一部の区域を、届出対象区域として指定することができる。
- 2 道路管理者は、前項の規定による届出対象区域の指定をしようとする場合においては、省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨及びその区域を公示しなければならない。
- 3 届出対象区域の区域内において、工作物(前条第2項の規定により公示されたものに限る。)の設置に関する行為をしようとする者は、当該行為に着手する日の30日前までに、省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他の省令で定める事項を道路管理者に届け出なければならない。
- 4 次に掲げる行為については、前項の規定は、適用しない。
  - 一 軽易な行為その他の行為で省令で定めるもの
  - 二 非常災害のため必要な応急措置として行う行為

- 三 国又は地方公共団体が行う行為
- 5 第3項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち省令で定める事項を変更しようとするときは、当該事項の変更に係る行為に着手する日の30日前までに、省令で定めるところにより、その旨を道路管理者に届け出なければならない。
- 6 道路管理者は、第3項又は前項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る行 為が災害が発生した場合において道路の構造に損害を及ぼすおそれ又は交通に危険を及ぼすお それがあると認めるときは、その届出をした者に対し、その届出に係る行為に関し場所又は設 計の変更その他の必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

#### 7-2 道路法施行令(抄)

- 第5条 一の道路管理者がその地方公共団体の区域外にわたって道路を管理する場合又は他の工作物の管理者が道路を管理する場合において、これらの者が法第27条第5項の規定により当該道路の道路管理者に代わって行う権限は、道路管理者の権限のうち、次に掲げるもの以外のものでこれらの者が道路管理者と協議して定めるものとする。
  - 一•二(略)
  - 三 法第44条第1項及び第2項(これらの規定を法第91条第2項において準用する場合を含む。)の規定により沿道区域を指定し、及びこれを公示すること。
  - 四 法第44条の2第1項及び第2項(これらの規定を法第91条第2項において準用する場合を含む。)の規定により届出対象区域を指定し、及びこれを公示すること。

#### 五·六(略)

(指定区間内の国道に係る沿道区域の指定の基準)

- 第 35 条の 3 法第 44 条第 1 項(法第 91 条第 2 項において準用する場合を含む。)の政令で定める基準は、次のとおりとする。
  - 一 指定区間内の国道に係る沿道区域の指定は、地形、地質その他の状況を勘案して、落石、 土砂の崩壊その他の道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼす事象が発生するお それがある土地の区域について行うこと。
  - 二 前号の規定による沿道区域の指定は、道路の構造に及ぼすべき損害を予防し、又は道路の 交通に及ぼすべき危険を防止するため必要な最小限度のものであること。

#### 7-3 道路法施行規則(抄)

(届出対象区域の指定の公示)

- 第4条の5の8 法第44条の2第2項の規定による届出対象区域の指定の公示は、次の各号に 掲げる事項について行うものとする。
  - 一 届出対象区域及び沿道区域の存する土地の所在地
  - 二 届出対象区域に接続する道路の路線名
  - 三 工作物(法第44条第2項の規定により公示されたものに限る。第4条の5の10第2項及び第4条の5の11において同じ。)
  - 四 届出対象区域、沿道区域及び道路の区域を表示した平面図を縦覧する場所及び期間

2 道路管理者は、前項の公示をする場合においては縮尺千分の一以上の平面図に届出対象区域、沿道区域及び道路の区域を明示し、関係地方整備局又は北海道開発局の事務所において一般の縦覧に供しなければならない。

(届出対象区域内における行為の届出)

- 第4条の5の9 法第44条の2第3項の国土交通省令で定める事項は、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日及び完了予定日とする。
- 第4条の5の10 法第44条の2第3項又は同条第5項の規定による届出は、別記様式第5の3 による届出書を提出して行うものとする。
- 2 前項の届出書には、届出対象区域内における工作物の位置を表示する平面図(工作物から届 出対象区域に接続する道路の路端までの最短距離を明記すること。)及び設計図を添付しなけ ればならない。

(届出対象区域内における届出を要しない行為)

- 第 4 条の 5 の 11 法第 44 条の 2 第 4 項第 1 号の国土交通省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。
  - 一 工作物の撤去、点検、修繕又は改良のために必要な臨時の工作物を設置する行為
  - 二 工作物の倒壊を防止するための行為

(変更の届出)

- 第4条の5の12 法第44条の2第5項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
  - 一 場所
  - 二 設計又は施行方法のうち、その変更により法第44条の2第3項の届出に係る行為が同条 第4項各号に掲げる行為に該当することとなるもの以外のもの

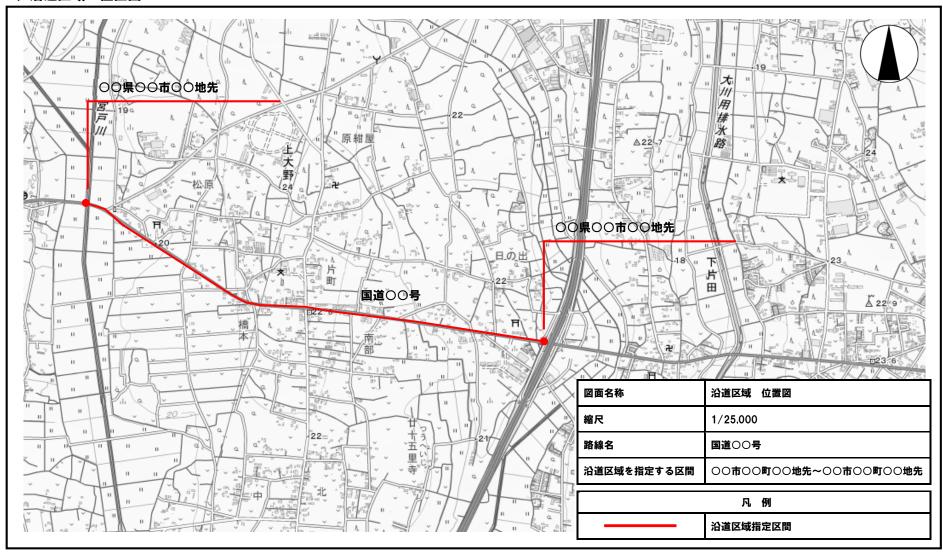
# 第8 参考図等

# <目次>

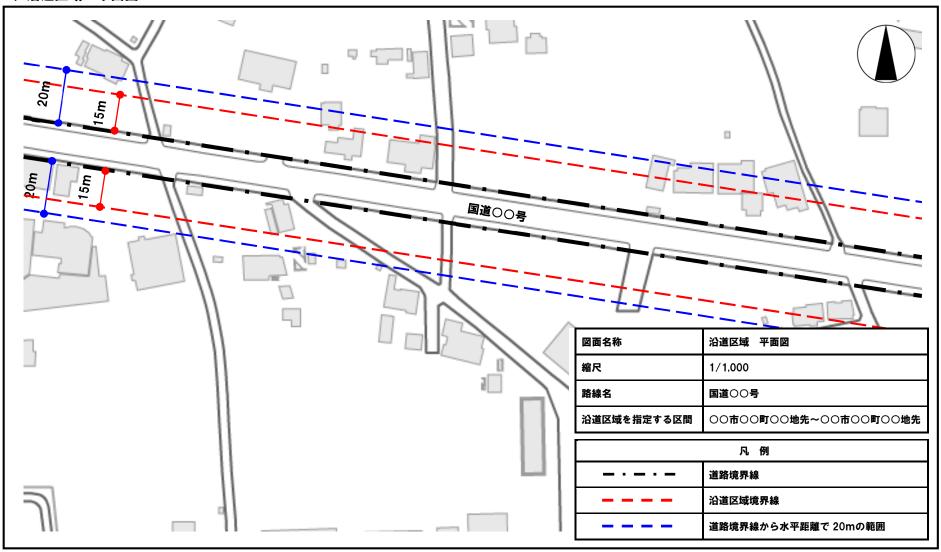
8-1	沿道区域指定に係る添付図書等	38
	1)沿道区域 位置図	38
	2) 沿道区域 平面図	39
	3)代表的な地点での横断図	40
8-2	届出対象区域の指定に係る添付図書	41
	1)届出対象区域 位置図	41
	2)届出対象区域 平面図	42
	3)代表的な地点での横断図	43
8-3	届出に必要な届出書及び添付書類	44
	1)工作物設置等届出書(施行規則別記様式第 5 の 3)	44
	2)届出対象工作物 平面図	45
	3)届出対象工作物 断面図	45
8-4	届出に係る行為の是正勧告書(別記様式)	47
8-5	区域指定報告様式(国土交通省への報告)	48

## 8-1 沿道区域指定に係る添付図書

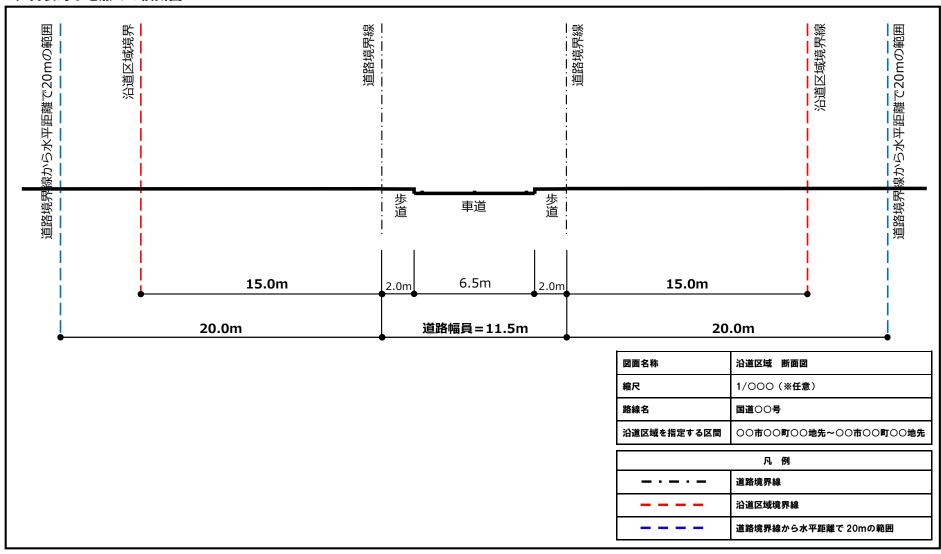
## 1)沿道区域 位置図



# 2) 沿道区域 平面図

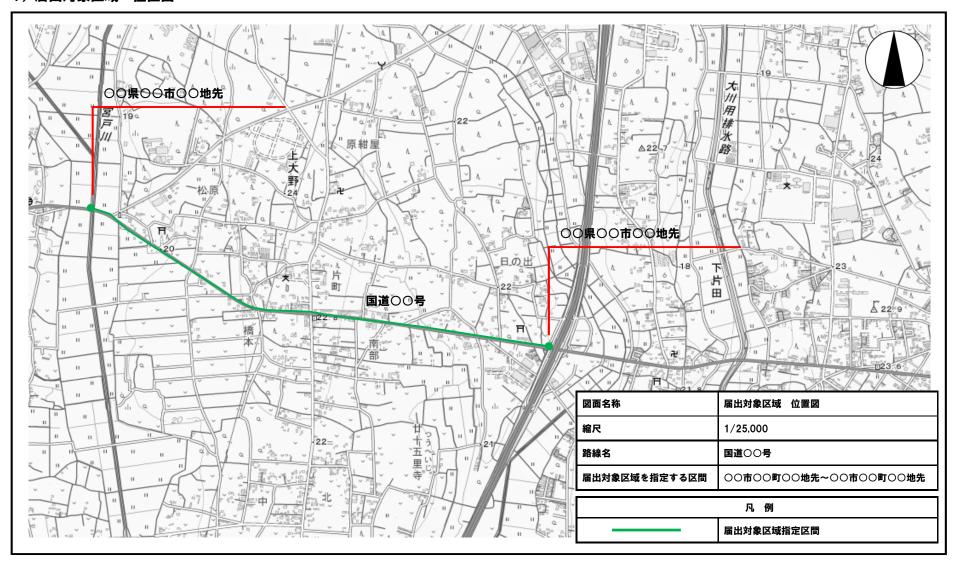


## 3)代表的な地点での横断図

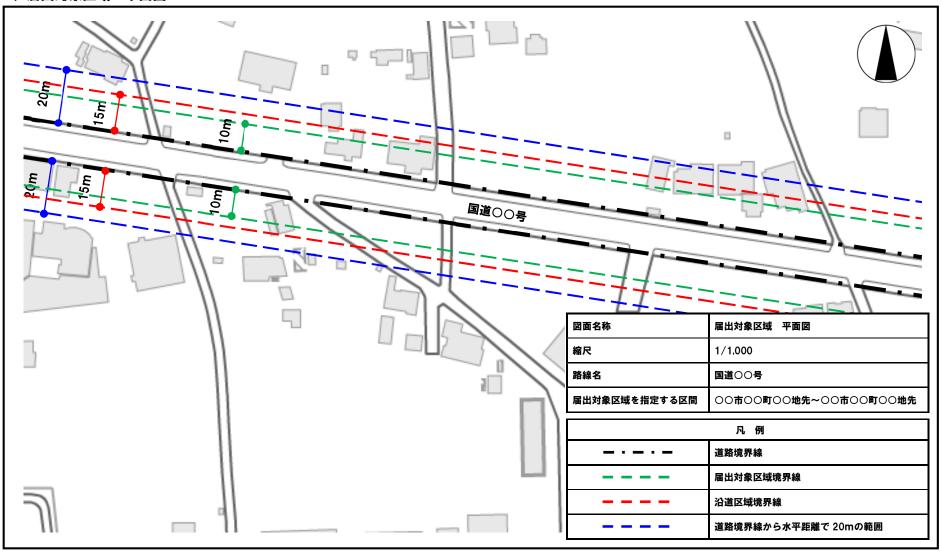


#### 8-2 届出対象区域の指定に係る添付図書

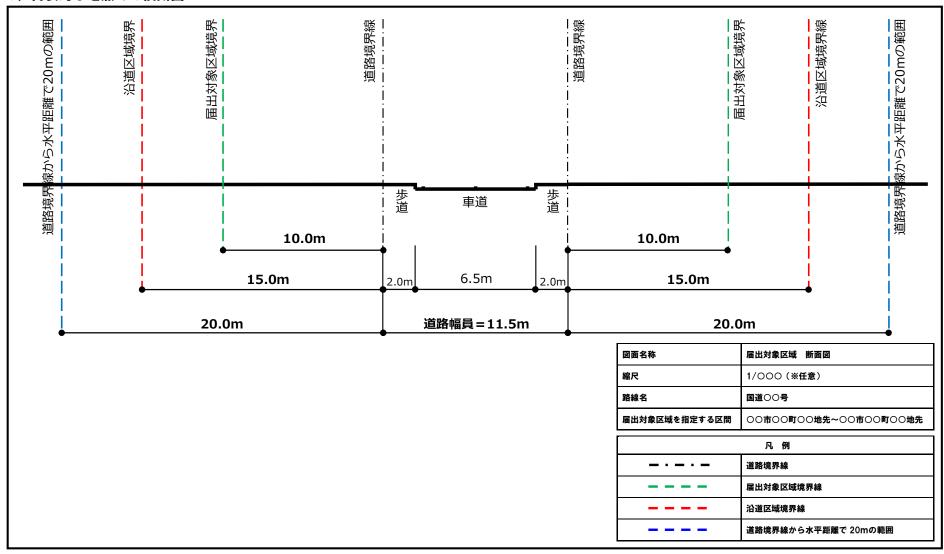
#### 1)届出対象区域 位置図



# 2) 届出対象区域 平面図



#### 3) 代表的な地点での横断図

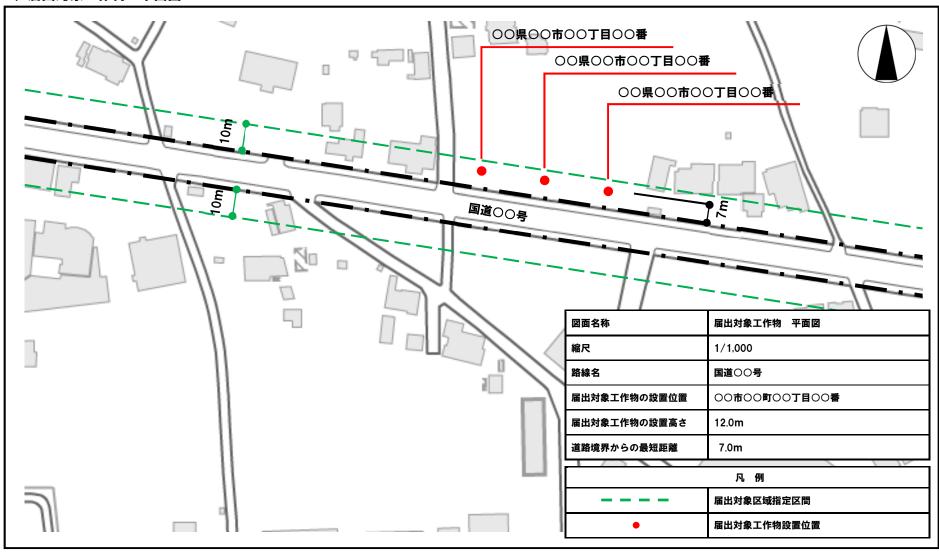


# 8-3 届出に必要な届出書及び添付書類

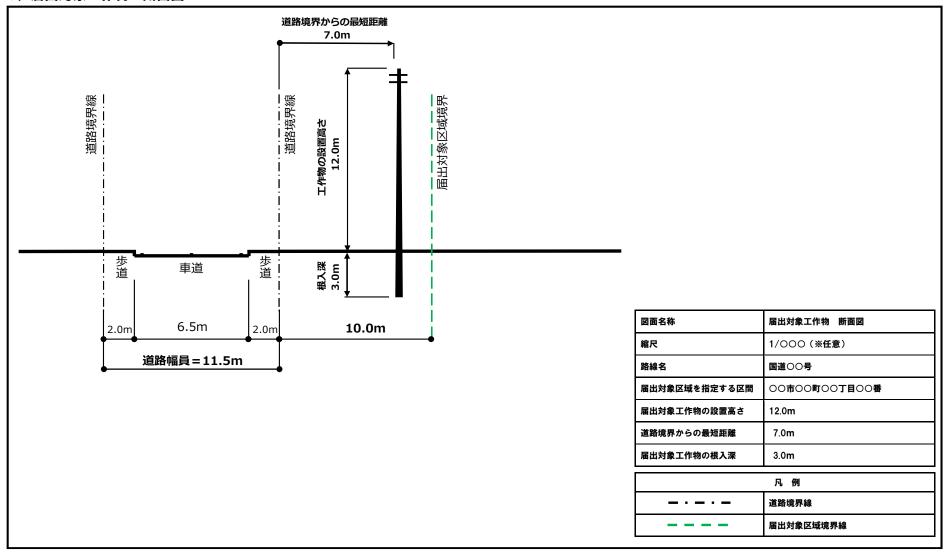
# 1)工作物設置等届出書(施行規則別記様式第5の3)

様式第五の三(第四条の五の十関係)		
	(用紐	( A4)
工作物設置 届 出 <sub>善</sub>	年 月	日
(道 路 管 理 者) 殿		
年	月	日
T		
住所 氏名		
担当者		
TEL		
E-mail		
道路法第44条の2 第3項 第5項 の規定により 届出事項の変更 について届け出ます。		
第5項 第5項 届出事項の変更 (こうい C届け出よう。		
(= V) — see ten		
行為の種類		
路線名		
場 所 場		
所		
設計又は		
施行方法		
年月日から一年	月	日まで
添付書類		
備考		
記載要領		
「屈 出 「第3項 「工作物の設置		a boot N
1 変更届出」、第5項」 及び 届出事項の変更」 については、該当する	ものを〇	で囲む
こと。		
2 新変については、該当するものを○で囲み、変更の場合には、従前の届出	車の年月1	また記
2   規 更 については、映画するものをこて四次、変更の場合には、使用の曲曲	ヨッ・十刀ト	1 2 11
載すること。		
3 申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏:		こは名
称及び代表者の氏名を記載するとともに、「担当者」の欄に所属・氏名を記載する	53 P 15	
4 「場所」の欄には、届出対象区域に接続する道路の路線名を記載の上、地番ま		ること。
工作物の設置場所が2以上の地番にわたる場合には、起点と終点を記載すること	(=)	1 m+
5 変更の届出にあつては、関係する欄の下部に変更後のものを記載し、上部に登 ( )書きすること。	変更削り!	りひと
( ) 青さすること。   6 「添付書類」の欄には、届出対象区域内における工作物の位置を表示する平面図	团(丁栌姗-	から足
出対象区域に接続する道路の路端までの最短距離を明記すること。)及び設計図の		
ること。	ENTH CH	,— <del>1</del> 24 /

# 2) 届出対象工作物 平面図



## 3) 届出対象工作物 断面図



届出に係る行為の是正勧告書(別記様式)										
別記様式										
文	書番号									
住 所 氏 名										
届出に係る行為の是正勧告書										
○年○月○日に届出を受けた下記の行為において、道路法第44条の2第6項の規定がく災害が発生した場合において道路の構造に損害を及ぼすおそれ (又は交通に)及ぼすおそれ)があると認められることから、すみやかに○○の変更を講じ、同意	危険を									
条の2第5項の規定に基づき変更を届出ること。 以上、同法第44条の2第6項の規定に基づき勧告する。										
今和 年 月 日										
	<b>1</b> 1									
記										
行為の種類										
場										
設計又は施工方法										
* * > .4 .5										
着手予定日										

## 8-5 区域指定報告様式(国土交通省への報告)

	届出対象区域一覧																
最終更新日		令和○年○月○日															
番号	沿道区域							届出対象区域					届出に関する窓口				
	指定年月日	道路の種類	路線名	区間	延長 (km)	最大幅員	道路法第四十 四条第三項の 規定による措 置の対象	位置図 平面図 断面図	指定年月日	届出対象区域の存す る土地の所在地 (沿道区域の存する 土地の所在地)	届出対象区域に 接続する道路の 路線名	工作物	位置図平面図断面図	部署名	住所	電話	メール
1	令和○年○月○日	一般国道	○号	〇〇市〇〇地先から 〇〇市〇〇地先	0.000	0.00	電柱	リンク	令和○年○月○日	〇〇市〇〇地先から 〇〇市〇〇地先	一般国道〇号	電柱	リンク				

- 1 告示の2週間前までに国土交通省道路局環境安全・防災課へ報告すること
- 2 地方公共団体は各地方整備局等の地域道路課へ報告すること